

施術所の広告に関する注意事項

最近、施術所の広告に関する苦情が増えています。

施術所の広告は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、または柔道整復師法の規定に基づいて行う必要があり、法律で認められている事項のほかは広告することができません。

施術所は、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうに関する法律第7条、柔道整復師法第24条により、次の事項のみ広告できることとされています。

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所

- 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 法律第1条に規定する業務の種類
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項
 - * もみりょうじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）
 - * 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - * 予約に基づく施術の実施
 - * 休日又は夜間における施術の実施
 - * 出張による施術の実施
 - * 駐車設備に関する事項

○柔道整復師法に基づく施術所

- 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項
 - * ほねつき（または接骨）
 - * 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - * 予約に基づく施術の実施
 - * 休日又は夜間における施術の実施
 - * 出張による施術の実施
 - * 駐車設備に関する事項

※あはき業、柔道整復業いずれも施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

◇ 広告に該当するもの

施術所入口や壁面の案内や看板、屋外に置くチラシ、インターネットのバナー 等

◇ 違反の多い広告の例

以下の事項は広告できません。

・メッセージ

痛みでお悩みの方、ぜひ一度お越しください！

院長あいさつ

・料金

施術料金〇〇円

・施術の効果が見込まれる症状（適応症）

肩こり、腰痛、めまい、頭痛、膝の痛み、スポーツ障害

・技能及び施術方法

整体、カイロプラティック、アロマテラピー、エステ、ダイエット

（あん摩マッサージ指圧師の免許を有していない施術所のみ）マッサージ

・経歴

出身校、流派名（〇〇流など）、□□年間研修、△△に勤務経験

・保険等の取扱い（医師の同意が必要な旨を明示した健康保険の取扱いは除く）

各種保険の取扱い、労災、交通事故、生活保護

・医療法、医師法などに抵触する、もしくは紛らわしい表現

専門医、鍼灸医△△、診療、治療、休診日、診察室

施術所で広告を行う際は、あらかじめ法律等を十分確認し、ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒561-0881 豊中市中桜塚四丁目 11-1

豊中市保健所 保健企画課

医事薬事グループ

TEL : 06-6152-7312 FAX : 06-6152-7328